

## 公益財団法人岩手県文化振興事業団第58回理事会議事録

- 1 開催日時 令和3年11月19日(金) 午後1時30分～3時45分
- 2 開催場所 県民会館 第2会議室
- 3 出席者 理事総数 9名  
出席理事 8名  
理事長 高橋 嘉行 理事 柴田 和子  
理事 齋藤 哲子 理事 熊谷 常正  
理事 山崎 隆 理事 泉 裕之  
理事 齋藤 邦雄 理事 藁谷 収  
  
監事総数 2名  
出席監事 2名  
監事 佐々木 恵太 監事 田村 均次
- 4 議長 理事長 高橋 嘉行
- 5 決議事項  
議案第1号 令和3年度事業計画の変更について  
議案第2号 公益財団法人岩手県文化振興事業団会計年度雇用職員就業規程の  
制定について  
議案第3号 公益財団法人岩手県文化振興事業団会計年度雇用職員給与規程の  
制定について  
議案第4号 公益財団法人岩手県文化振興事業団日日雇用職員等就業規程の制  
定について  
議案第5号 公益財団法人岩手県文化振興事業団非常勤職員就業規程及び同臨  
時職員就業規程の廃止について  
議案第6号 公益財団法人岩手県文化振興事業団就業規程の一部改正について  
議案第7号 公益財団法人岩手県文化振興事業団博物館解説員就業規程の一部  
改正について
- 6 報告事項  
報告事項1 職務執行状況の報告について  
報告事項2 令和4年度事業実施計画(素案)の概要について

## 7 議事の経過の要領及びその結果

定刻、総務部総務課長が、理事総数9名のうち8名出席により、本理事会が定款第35条の規定に定める定足数を満たしており、有効に成立した旨を告げた。次に、本日の決議事項に特別の利害関係を有する理事がないことを確認した後、開会を宣し、定款第34条の規定に基づき理事長が議長に就任し、議事に入った。

### [決議事項]

#### (1) 議案第1号 令和3年度事業計画の変更について

議長は議案第1号を上程し、県民会館ホール課長、埋蔵文化財センター総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

#### (2) 議案第2号 公益財団法人岩手県文化振興事業団会計年度雇用職員就業規程の制定について

議長は議案第2号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

### 《質問・意見等》

#### 【理事】

この就業規程を制定するに当たって、基となる就業規程で位置づけはされているのか。

#### 【総務部総務課長】

正規職員を対象にした就業規程において、規程の対象から「会計年度雇用職員等」を除外している。

#### 【理事】

第15条の休日の代休日であるが、休日に勤務した後でなければ代休日はとれないのか。県もそうか。

#### 【事務局長兼総務部長】

代休と似た制度に振替がある。振替は、週休日に勤務させる必要がある場合、週休日の前4週、後8週の間の日日に振り替えて週休日とすることができる。代休は、休日に勤務した場合に与えるもの、という違いがある。

#### 【理事】

別表第1に健康診断書の提出があるが、健康診断書は採用決定の前後どちらの提出となるのか。

**【総務部総務課長】**

採用内定後の提出となる。健康診断書に勤務に堪えないような内容がある場合は、何らかの措置が必要になる。

(3) 議案第3号 公益財団法人岩手県文化振興事業団会計年度雇用職員給与規程の制定について

議長は議案第3号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

《質問・意見等》

**【理事】**

第10条の報酬の減額は、どのような場合か。

**【総務部総務課長】**

報酬の減額は、年次休暇を使い切った後に欠勤したような場合が想定される。

**【理事】**

第16条の通勤した場合の費用弁償に有料道路料金が含まれているが、市町村では認めていないのではないか。通勤に日常的に有料道路の使用を認めているのか。

**【理事長】**

遠距離通勤において、高速道路の使用に一定の効果があるなど条件に合えば、県に準じて高速料金を弁償している。

(4) 議案第4号 公益財団法人岩手県文化振興事業団日日雇用職員等就業規程の制定について

議長は議案第4号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

《質問・意見等》

**【理事】**

埋蔵文化財センターの現場作業員に超過勤務は必要ないのか。この規定で不都合はないのか。

**【埋蔵文化財センター所長】**

発掘調査現場の作業員に超過勤務を命じることはないので、この規定で差し支えはない。

(5) 議案第5号 公益財団法人岩手県文化振興事業団非常勤職員就業規程及び同  
臨時職員就業規程の廃止について

議長は議案第5号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(6) 議案第6号 公益財団法人岩手県文化振興事業団就業規程の一部改正について

議長は議案第6号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

《質問・意見等》

**【監事】**

第7条の勤務時間の特例であるが、勤務時間の割振りの特例は、所属を特定して規定する必要があると認識している。確認してもらいたい。

**【総務部総務課長】**

認識不足であった。確認して対応したい。

(7) 議案第7号 公益財団法人岩手県文化振興事業団博物館解説員就業規程の一部改正について

議長は議案第7号を上程し、総務部総務課長より別紙議案書に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

《質問・意見等》

**【監事】**

別表第1の備考欄の※の3行を削除するということだが、「職務の級1級の号に定める額」だけの記載では、誤解を与えるのではないか。条文の中に記載はあるのか。

**【総務部総務課長】**

第4条第2項に報酬の額の算定の仕方について規定しているが、別表第1の備考に記載が必要か検討したい。

[報告事項]

(1) 報告事項1 職務執行状況の報告について

別紙資料に基づき、理事長並びに業務執行理事4名より報告があり、これを了承した。

《質問・意見等》

【理事】

岩手芸術祭は、全国で最も古く昭和22年度から実施している。東日本大震災の年でも縮小開催ではあったが、実施しており、止めるわけにはいかない。全国の芸術祭の手本となれたらと考えている。

【理事】

岩手芸術祭は全国的に評価されている。5年後には80回という節目を迎える。アーカイブ事業として記念誌のような記録を残すことも必要ではないか。

(2) 報告事項2 令和4年度事業実施計画（素案）の概要について

別紙資料に基づき、県民会館ホール課長、埋蔵文化財センター総務課長、博物館副館長、美術館副館長、総務部総務課長より報告があり、これを了承した。

以上をもって議事の全部の審議及び報告を終了したので、午後3時45分に閉会を宣し、解散した。

以上議事の経過の要領及び結果を明確にするため、理事長及び監事が記名押印する。

令和3年 月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団 第58回理事会

議 長

印

監 事

印

監 事

印